

議会運営委員会日程

令和2年6月2日（火）
全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 題

(1) 6月定例会について

- ①招 集 日 6月9日（火）
- ②付議案件 執行部説明
- ③会 期 22日間
- ④議事日程 議会資料1のとおり

執行部資料

議会資料1

議会資料2

(2) 議員全員協議会の開催について

- ①日 時 6月9日（火）本会議散会后
- ②場 所 本会議場
- ③議 題 令和3年度国の施策等に関する提案・要望の概要

議会資料3

(3) 県政に対する代表質問について

人数 鳥取県議会自由民主党 1名

(4) 発言通告書の提出期限について

- ①代表質問 6月9日（火）午後1時
- ②一般質問・質疑 6月11日（木）午後1時
- ③討 論

（知事提出議案に係るもの）

- ・反対討論 6月26日（金）常任委員会終了後速やかに
- ・賛成討論 6月26日（金）午後5時を原則とする

（議員提出議案に係るもの）

- ・反対討論 6月29日（月）午後1時
- ・賛成討論 6月29日（月）午後5時

(5) 議員提出議案の提出期限について

6月29日（月）午前9時30分開催予定の議会運営委員会において報告

(6) 請願・陳情の受け付け期限について
6月9日(火)正午

(7) その他

4 閉 会

令和2年6月定例会議事日程（案）

（会期22日間）

月 日	曜	開議時刻	日 程
6月9日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期及び議事日程の決定 4 議事日程の宣告 5 議案上程 6 同上に対する知事の提案理由の説明 (全員協議会)
6月10日	水		(常任委員会)
6月11日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する代表質問
6月12日	金		(議事整理日)
6月13日	土		休 会
6月14日	日		〃
6月15日	月	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月16日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月17日	水		(議事整理日)
6月18日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月19日	金	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑

月 日	曜	開議時刻	日 程
6月20日	土		休 会
6月21日	日		〃
6月22日	月		(議事整理日)
6月23日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月24日	水	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑 2 議案委員会付託 3 請願、陳情委員会付託
6月25日	木		(議事整理日)
6月26日	金		(常任委員会)
6月27日	土		休 会
6月28日	日		〃
6月29日	月		(特別委員会)
6月30日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 常任委員長報告 2 議案の可否決定 3 請願、陳情の採否決定 4 閉 会

令和 2 年 6 月 定例会における新型コロナウイルス感染症対策（案）

令和 2 年 6 月 2 日

1 本会議及び各種委員会の取扱い

(1) 共通取組

① マスク着用・手指消毒等の徹底

- ・ 各種会議へ出席する際はマスクを着用。マスク着用の発言を認める。
- ・ 手指消毒や咳エチケットの徹底
- ・ 換気の励行

② 三つの密（密閉・密集・密接）の回避の取組の継続

(2) 本会議に関する取組

① 議員配席の配慮

- ・ 4月臨時会と同じ配席とする。
- ・ 仮設席については、4本のスタンドマイクで対応
（自席での質問、議事進行や動議の発言の対応など）

② 執行部出席者等の厳選

- ・ 4月臨時会と同様、答弁の予定のない部局長等の出席は求めない。
※ 質問日単位で出席予定の部局長等を確認し、運営上支障のない範囲で配慮した配席とする。
- ・ 質問者ごと（換気等の休憩時）での議場の出入りを認める。

③ 換気と演壇消毒の実施

- ・ 概ね1時間ごとに換気のための休憩（10分程度）。演壇を消毒。
- ・ 休憩の際には、再開予定時刻を予告。再開時には放送と号鈴（ブザー）で知らせる。

④ 体調維持のための水分補給の受容

- ・ 議員・執行部職員等の飲料持ち込み及び会議中の水分補給を認める。

⑤ 放送室の過密回避のための中継テロップの簡略化

- ・ 4月臨時会同様、議員名、質問項目等のテロップ対応は行わない。

(3) 各種委員会に関する取組

区分	取組内容
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三つの密を避けるため、4月臨時会同様、<u>全員協議会室において原則窓等を開放して開催</u>。 ・ 定例会開会1週間前の議会運営委員会においては、通常どおりインターネット中継をする。（その他の議運は中継なし）
常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行部の説明職員の出席について、議案や報告事項のない部局長等の出席を要しないものとする。 ・ なお、定例会等の審査の常任委員会においては、原則として部局長のみの出席とする。 ・ 部局を入替制にし、可能な限り距離を保った配席に留意する。

<p>常任委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、レイアウトを変更して、議員席の間隔を広げる。 ・ 報告事項については、重要事項を中心に集中的に議論できるよう、執行部において精査していただく。 ・ 出席はマスク着用とし、着用のまま発言することとする。 ・ 各自で手指消毒や咳エチケットを徹底する。 ・ 換気を徹底し、会議の開催前、休憩や執行部の入れ替え時等に窓を開放する。 ・ 全員協議会室、議会資料閲覧室等を開放し、執行部職員の待機で密集状態になることを回避する。 ・ 執行部職員においても、飲み水を持ち込み、体調の維持のための給水を認める。
<p>特別委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三つの密を避けるため、<u>本会議場で開催</u>。 ・ マスク着用、換気等に関しては、本会議の運営時と同様の措置を行う。

2 傍聴に関する取組

- ・ 傍聴については、引き続きホームページで強く自粛要請する。
(ホームページやケーブルテレビでの視聴を案内する)
- ・ 傍聴する者には、マスク着用を要請するとともに、傍聴席には離れて着席するよう誘導する。
- ・ 傍聴の希望者については、衛視等により玄関や別館等で検温を実施し、高熱の場合は傍聴をお断りする。



議会資料 3

第 202000043251 号
令和 2 年 6 月 1 日

鳥取県議会議長 様

鳥取県知事



県議会全員協議会の開催について (依頼)

下記事項について御説明するとともに、県議会の御意見をいただきたいと思っておりますので、6月定例県議会中に全員協議会を開催していただきますようお願いいたします。

記

令和3年度国の施策等に関する提案・要望の概要

担当 財政課
内線 7043